

用語の説明

農林業経営体	2頁「調査の概要」 6 調査対象(農林業経営体の定義) 参照
農業経営体	上記「農林業経営体」のうち、「6 調査対象(農林業経営体の定義)」の(1)、(2)、(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	上記「農林業経営体」のうち、「6 調査対象(農林業経営体の定義)」の(3)、(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農家	経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。 ※平成18年(2006年)5月1日に施行された会社法により、現在は有限会社は株式会社となっている。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織をいう。
森林組合	森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。

その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単 一 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が80%以上の経営をいう。
準 単 一 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が60%以上80%未満の経営をいう。
複 合 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が60%未満の経営をいう。
経 営 耕 地	農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地(貸付耕地)と耕地放棄地を除き、借りている耕地(借入耕地)を加えたものをいう。
借 入 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸 付 耕 地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕 作 放 棄 地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再度作付けする考えのない耕地をいう。 転作のため休耕中の耕地で今後作付けする考えのある耕地は含まない。
主 業 農 家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。

兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
生産年齢人口	満15才以上65歳未満の人口をいう。
世帯主農業主	世帯主が調査期日前1年間に農業に150日以上従事した兼業農家、又は農業に従事した世帯主のうち農業が主の兼業農家をいう。
保有山林	農林業経営体が所有している山林のうち、貸付林(他に分収させている山林を含む)を除き、借入林(他人の土地に分収している山林を含む)を加えたものをいう。